

個人事業税第2期分の納付

個人事業税の第2期分の納期限は、11月30日(月)です。

第2期分の納付書は、8月に送付した納税通知書に同封していますので、次のいずれかの方法で納付してください。なお、納付書を紛失された方は名古屋北部県税事務所へお問い合わせください。

▼納付場所・納付方法

金融機関、コンビニエンスストア、公共料金等の窓口収納サービス(MMK設置店)、県税事務所の窓口で納付してください。Pay・easy(ペイジー)に対応したインターネットバンキングやATMを利用して納付することもできます。また、インターネット環境でのクレジットカードによる納付やスマートフォン決済アプリによる納付も可能です。

※コンビニエンスストアおよびMMK設置店での納付は、納付書の納付金額が30万円以下のものに限りです。

▼その他

領収証書が必要な方は、金融機関(ゆうちょ銀行を除く。)の窓口、県税事務所の窓口又はコンビニエンスストア、MMK設置店で納付してください。また、納付に便利で安全な口座振替の制度もあります。ご希望の方は、口座を開いている金融機関の窓口で手続をしてください。

詳しくは、愛知県税務課
Webページをご覧ください。



▼問合せ 愛知県名古屋北部県税事務所課税第一課県民税・事業税第二グループ
052・531・6319

11月30日は「年金の日」

11(いい)月30(みらい)日は年金の日です。年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただく、いつでもご自身の年金記録を確認できます。将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、名古屋西年金事務所にお問い合わせください。

▼問合せ 名古屋西年金事務所

052・524・6855

消費者トラブル情報

愛知県内の消費生活相談窓口には、オンライン診療に関する相談が寄せられています。受診のきっかけは痩身や美容、AGA治療等を目的としたものが多く、相談内容には「処方された薬が身体に合わないので解約したいが連絡がつかない」など、オンライン診療特有のトラブルが見られます。

オンライン診療を受診するときは、

治療内容や処方薬、副作用等のリスク等に関して、医師からしっかり説明を受けましょう。

糖尿病治療薬や肥満症治療薬は、それぞれの疾患の治療を目的として承認されています。痩身・美容等を目的とする使用について安全性と有効性は確認されていません。処方された薬は何か、副作用があるか、どのように管理されて消費者の手元に届くのかなどの説明を求め、慎重に検討しましょう。

処方薬が定期購入になっているケースも多くみられるため、購入契約の内容や解約条件について、よく確認しましょう。

▼問合せ 県消費生活総合センター

052・962・0999、

消費者ホットライン

(局番なし)188

あいちワーク・ライフ・バランス推進運動2026

県や労使団体等で構成する「あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会」では、仕事と生活の調和が実現した社会を目指して「あいちワーク・ライフ・バランス推進運動」を実施し、定時退社や年次有給休暇など休暇・休息を取得しやすい職場環境づくり等の8つの取組にご賛同いただける事業所を募集しています。

この一環として、11月第3水曜日を「愛知県内一斉ノー残業デー」として定

め、働き方を見直す契機となるよう普及啓発に取り組んでいます。11月18日(水)は、効率的に仕事を進めて定時に退社し、趣味や家族との団らん等の時間をお過ごしください。

▼対象 県内の企業・団体・事業所

▼申込 二次元コードから

ホームページをご確認ください。



▼問合せ 愛知県労働局労働福祉課

052・954・6360

裁判員候補者に通知が送られます

令和9年裁判員候補者名簿に登録された方には、来年2月から1年間、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えするため、11月中旬に最高裁判所から名簿記載通知が送られます。

裁判員制度へのご理解とご協力をお願いいたします。

▼問合せ 名古屋地方裁判所裁判員係

052・203・8916

